

○応募資格

(1) 太子町内に事業所または店舗がある事業者とすること。ただし、たいし聖徳市の登録出店者については、通常太子町以外で事業を営むものであっても、たいし聖徳市での販売に関してのみ、取扱店として登録することができる。

(2) 次に該当する場合は登録できません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行うもの
- ② 業務の内容が特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行うもの
- ③ 太子町暴力団排除条例(平成25年太子町条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者が関与する事業者が営業を行うもの
- ④ その他町長が不適切と認めるもの

○利用制限

(1) 次にあげる商品等には利用できません。

- ① 公租公課(各種税金等)
- ② 有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ③ 医療費・薬など保険適用されるもの
- ④ たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ⑤ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑥ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払
- ⑦ 現金との交換、金融機関への預け入れ
- ⑧ 商品券の交換又は売買
- ⑨ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- ⑩ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑪ 以上の他、町長が消費喚起の趣旨に馴染まないと判断したもの

1. 登録申請(登録料無料)

(1) 申請方法

募集要項及び「誓約・同意事項」に同意の上、別添「取扱店登録申請書」に記入して、お申し込みください。取扱店が複数の場合は、それぞれの店舗ごとに行ってください。

【申し込み場所】

富田林商工会へ持参または郵送ください。

※FAX、インターネットでのお申し込みはできません。

(2) 申請期限

平成27年7月1日(水)～平成27年7月31日(金)まで

※当日消印有効

7月31日(金)までに申請いただいた店舗については8月上旬に配布する新聞折込チラシに掲載します。

また、上記期間内に申請いただいた店舗については、後日配布する「案内チラシ・リーフレット」に店舗名を掲載します。

(3) 取扱店承認審査について

申請のあった事業者は、所定の審査を経て取扱店として承認します。審査結果は郵送にて通知します。

(4) その他

取扱店説明会を開催します。その際に参加キット(取扱店利用手引き、ステッカー、ポスター、換金ツール等)をお渡しします。

【開催日時・場所】

日時:平成27年8月11日(火)午後2時

場所:南河内郡太子町大字山田104番地の1
太子町立万葉ホール(太子町役場1階)

2. 換金について

(1) 取扱店は、使用済み商品券と換金請求書等必要書類を送付してください。送付先については私書箱を設定する予定ですので、後日連絡させていただきます。

【受付期間】

平成27年9月1日(火)～平成28年1月15日(金)

※必着

(2) 換金請求金額と商品券の確認を行い、精算金額を取扱店の指定口座へ振り込みます。

(3) 換金方法等の詳細については、参加キットに同封予定の「取扱店利用手引き」をご覧ください。

3. 取扱店登録の取消し

本要項に違反する行為が認められた場合や申請内容に虚偽・不備等があった場合は、換金の拒否や取扱店の登録を取り消すことがあります。また、違反により損害金が発生した場合は請求することがあります。